

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定の概要

1 現状や課題を踏まえた計画の方向性

猪苗代湖においては、湖水の中性化に伴う自然浄化機能の低下及び水生植物の増加などにより、平成 14 年度以降化学的酸素要求量（COD）の上昇傾向が継続している。

また、裏磐梯湖沼においては、現計画の水質保全目標は達成していないものの、適用される環境基準は達成し、水質は比較的良好な状態である。

このような状況を踏まえ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質を長期的に維持することや水辺地の生態系の維持などを総合的に捉えた水環境保全のための取組を県民、事業者、県及び関係市町村等が連携して、一層進めていく。

また、猪苗代湖の水環境保全のための調査研究を引き続き実施し、水質改善に向けた取組を進めていく。

2 改定のポイント

(1) 水質保全目標の見直し

猪苗代湖の湖心の COD については、湖水の水素イオン濃度（pH）の上昇による湖内での自然浄化作用の低下や水生植物の増加などによる上昇傾向が見られるため、水生植物の増加による COD の上昇を抑えながら、猪苗代湖に流入する人為的な汚濁物質を最大限削減した場合に達成可能と見込まれる 1.0mg/L 以下を目標とする。

なお、水質保全目標の見直しの詳細については資料 2 - 3 のとおり。

(2) 施策の体系の見直し

ア 現計画の緊急施策「放射性物質からの環境回復」については、計画対象地域における放射性物質濃度の低下がみられることから、県内全域を対象としている福島県水環境保全基本計画に統合する。

イ 水質保全効果が高く、喫緊に取り組むべきものを「重点的に取り組む施策」とし、それ以外の長期的に取り組む事で水質保全効果が持続的に得られるものを「その他の施策」として、現計画の項目別施策の中の個々の施策のうち、重点的に取り組む施策に関連する施策を重点的に取り組む施策に移すなど、施策の体系を整理する。

施策の体系案については、次ページのとおり。

(3) 強化する主な施策

ア 生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の設置促進に加え、既存のものを含め浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の受検などの適正な維持管理の徹底を図る。

イ 水質改善に向けた取組として、令和 3 年度から新しいビーチクリーナーが稼働し、また、令和 4 年度から県所有の水草刈取船が稼働する予定であり、水生植物の回収を強化する。

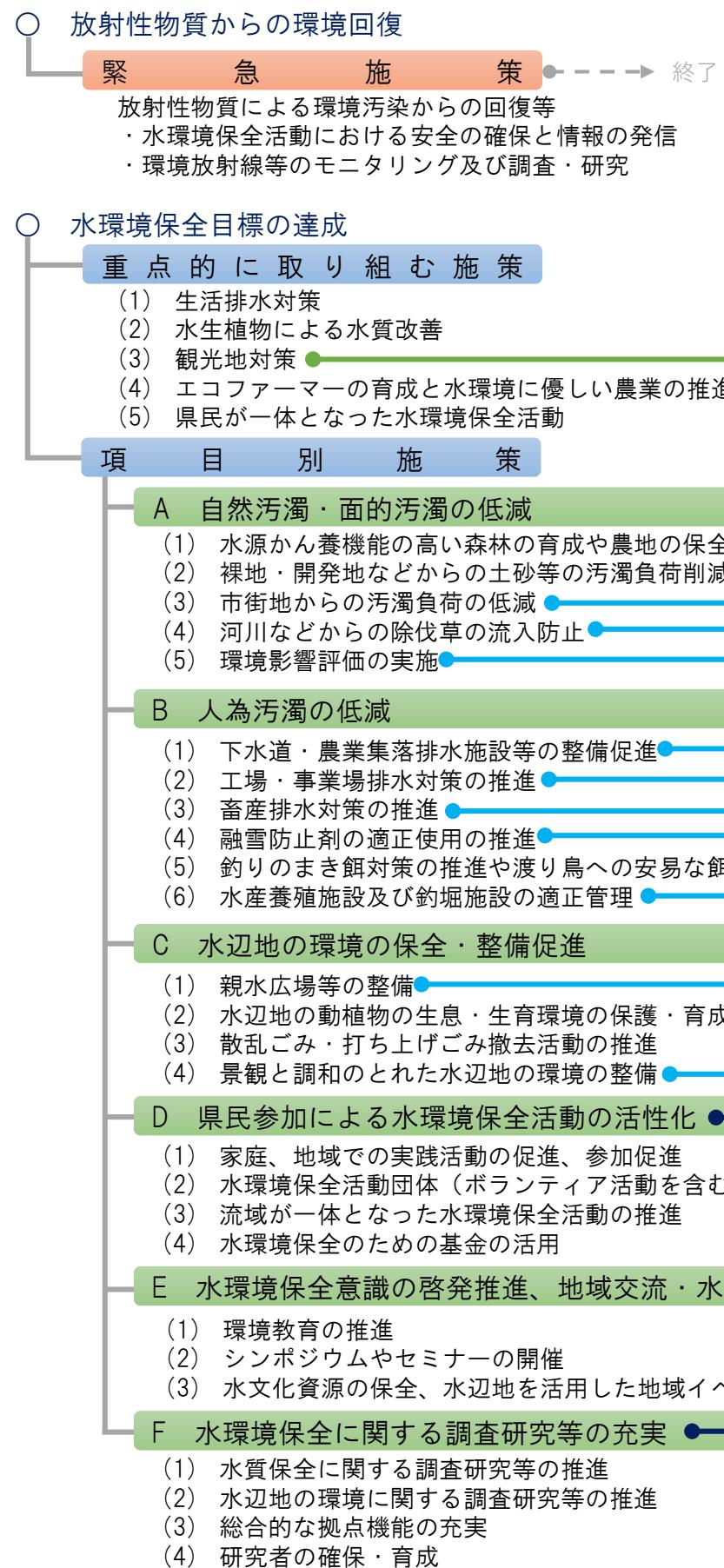
ウ 猪苗代湖流域における水生植物の資源循環に向けた取組を進める。

- エ 猪苗代湖に流入する河川において、生活系、農業系の排水による汚濁負荷をより低減させるため、水質浄化施設による実証試験を行い、社会実装に向けた検討を進める。
- オ 観光交流施設やインターネットなどを通じて、映像等を活用して猪苗代湖流域の魅力の発信を強化する。



施策の体系について

■ 現行計画の施策の体系



※ 当該計画の対象流域は、他の地域と比較し放射性物質の濃度が低いことから、水環境保全基本計画に統合

■ 改定後の施策の体系（案）

